

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書（案）

えん罪は、有罪とされた者やその家族の人生を狂わせ、奪われたその日常生活は戻ってこない。

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つであり、誤った捜査や裁判によって生じたえん罪被害者には、速やかな救済が必要である。

しかし、現行の刑事訴訟法では、再審請求手続に関する規定が 19 か条しかなく、再審請求手続における審理の進め方は裁判所の広範な裁量に委ねられており、審理の適正さが制度的に担保されておらず、公平性も損なわれている。

また、過去のえん罪事件において、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審請求手続において明らかになることが、えん罪被害者を救済するための大きな原動力となっているものの、現状では、捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みを明文化した規定はなく、裁判官や検察官の対応によって、証拠開示の範囲に大きな差が生じている。

さらに、再審開始決定がなされても、検察官がその決定に対する不服申立てをすることにより、再審公判に移行するまでに長期間を要している。

よって、国においては、えん罪被害者の早期救済を図るため、下記の事項を内容とする刑事訴訟法の再審規定の改正を早急に行うよう強く要望する。

記

- 1 再審請求手続において捜査機関が保管する証拠を開示すること。
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立てに制限を加えること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 3 月 1 8 日

様

和歌山県議会議長 鈴木 太雄

（提出者）

人権・少子高齢化問題等対策特別委員会

委員長 吉井 和視

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣